



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月31日（火） 第9787号

目次

ページ

規 則

○群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（県民センター）	2
○群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2
○群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（スポーツ振興課）	2
○群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（児童福祉課）	6
○群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課）	6

告 示

○公印の新調等（総務事務センター）	9
○群馬県児童福祉審議会文化財推薦勧告手続規程の一部を改正する告示（児童福祉課）	12
○道路の区域変更（道路管理課）	13
○同	13
○道路の供用開始（同）	13
○同	14

公 告

○土地利用基本計画の変更（地域政策課）	14
○群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程（廃棄物・リサイクル課）	15
○開発工事の完了（建築課）	16

教育委員会告示

○教育委員会等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示の一部改正（総務課）	16
---	----

監査委員公告

○監査結果の公表	16
○監査結果に基づく措置状況	25

議 会 訓 令

○群馬県議会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令（総務課）	28
------------------------------------	----

落 札

○落札者等の決定（教育委員会管理課）	29
--------------------	----

## ■ 規 則

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第三十号

## 群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則(平成十二年群馬県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「群馬県生活文化スポーツ部県民センター」を「県民センター」に改める。

第八条第一号及び第三号、第九条の表一の項及び二の項並びに第十一条第一項の表六の項及び七の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第三十一号

## 群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県個人情報保護条例施行規則(平成十二年群馬県規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

第一条の第二十一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第一項及び第二項」に改め、同条第二十四号から第二十七号までの規定中「地方公務員等共済組合法規程」を「地方公務員等共済組合法施行規程」に改める。

第二条第一号中「群馬県生活文化スポーツ部県民センター」を「県民センター」に改める。

第九条の三第一号及び第三号、第十条の表一の項及び二の項並びに第十三条第一項の表六の項及び七の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県規則第三十二号

## 群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和五十九年群馬県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の第二一項目中「群馬県ライフル射撃場使用承認申請書」を「群馬県ライフル射撃場使用承認申請書・使用承認書」に改め、同条第三項中「群馬県ライフル射撃場使用承認書(別記様式第二号)」を「群馬県ライフル射撃場使用承認申請書・使用承認書(別記様式第一号)」に改める。

第一条の三第一項目中「別記様式第三号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第四号」を「別記様式第三号」に改める。

第二条中「別記様式第五号」を「別記様式第四号」に改める。

第三条第一項目中「別記様式第六号」を「別記様式第五号」に改める。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号(規格A4)(第1条の2関係)

群馬県ライフル射撃場使用承認申請書(占有用)

指定管理者 あて

次のとおり使用したいので、承認してください。

		申請年月日	年	月	日
申請者	団体名(代表者名)	(代表者名)			
	代表者住所	電話番号			
	猟銃・空気銃所持許可証番号	別紙使用者一覧に記入	区分	一般 学生・生徒	
使用日時		年 月 日 時 分から 時 分まで			
使用目的及び内容				使用人数	人
使用料		円	使用施設	SB FP AR AP HR	
その他参考となる事項					
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(以下「暴力団等」という。)には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>					

群馬県ライフル射撃場使用承認書(使用料領収書)					
次のとおり群馬県ライフル射撃場の使用を承認します。					
		年	月	日	
		指定管理者 <span style="float: right;">㊟</span>			
使用日時		年 月 日 時 分から 時 分まで			
使用料		円			
承認条件					
群馬県ライフル射撃場の使用料として、上記の金額を領収しました。					
		年	月	日	
		群馬県ライフル射撃場使用料収納受託者 <span style="float: right;">㊟</span>			

注 1 この申請は、占有使用の場合に用い、太枠線内のみ記入してください。  
 2 別紙を添付すること。



群馬県ライフル射撃場使用承認申請書(個人用)

指定管理者

あて

次のとおり使用したいので、承認してください。

		申請年月日	年	月	日
申請者	氏名				
	住所			電話番号	
	猟銃・空気銃所持許可証番号	第	号	区分	一般 学生・生徒
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
使用料	円	使用施設	SB FP AR AP HR		
その他参考となる事項					
<p>○ 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。</p> <p>□ 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。</p> <p>* 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、群馬県警察本部に照会する場合があります。この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。</p>					

群馬県ライフル射撃場使用承認書(使用料領収書)

次のとおり群馬県ライフル射撃場の使用を承認します。

年 月 日

指定管理者

㊤

使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
使用料	円				
承認条件					
<p>群馬県ライフル射撃場の使用料として、上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>群馬県ライフル射撃場使用料収納受託者</p>					

㊤

注 この申請は、個人使用の場合に用い、太枠線内のみ記入してください。

別記様式第二号を削り、別記様式第三号を別記様式第二号とし、別記様式第四号を別記様式第三号とし、別記様式第五号を別記様式第四号とし、別記様式第六号を別記様式第五号とする。

附則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十三号

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成二十年群馬県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

別記様式第七号中「第11条第3号」を「第11条第4号」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十四号

群馬県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県クリーニング業法施行細則(平成十二年群馬県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第五号を次のように改める。

別記様式第5号(規格A4)(第8条関係)

クリーニング師試験受験願書		年 月 日
群馬県知事	あて	
		本 籍 住 所 (ふりがな) 氏 名
<p>クリーニング師試験を受けたいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により出願します。</p>		
添付書類		
1 履歴書		
2 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)		
3 学校教育法第57条に規定する者であることの証明書		
4 改姓等により、上記3に記載された氏名と現在の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(婚姻、養子縁組、改姓、改名等の事項を省略しないものであって、発行後3月以内のもの)		
(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)		

別記様式第六号中「氏名」や「(ふりがな)名」じ「戸籍の謄本又は抄本」や「戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し(クリーニング試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本又は戸籍抄本)」を改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。



■ 告 示

◎群馬県告示第100号

公印を次のとおり新調し、廃止する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

1 新調する公印

(1) 名称及び印影

ア 群馬県知事印(知事戦略部専用)



イ 群馬県知事印(地域創生部専用)



ウ 群馬県知事印(生活子ども部専用)



エ 群馬県知事印(環境森林部専用)



オ 群馬県知事印（環境森林事務所専用）



(2) 使用開始年月日 令和2年4月1日

2 廃止する公印

(1) 名称及び印影

ア 群馬県知事印（企画部専用）



イ 群馬県知事印（生活文化スポーツ部専用）



ウ 群馬県知事印(こども未来部専用)



エ 群馬県知事印(森林環境部専用)



オ 群馬県知事印(森林環境事務所専用)



(2) 使用廃止年月日 令和2年4月1日

3 新調及び廃止の理由 組織改正による部及び事務所の名称変更のため

◎群馬県告示第百一号

群馬県児童福祉審議会文化財推薦勧告手続規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県児童福祉審議会文化財推薦勧告手続規程の一部を改正する告示

群馬県児童福祉審議会文化財推薦勧告手続規程(昭和二十五年群馬県告示第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第八條第七項」を「第八條第八項」に改める。

附則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

◎群馬県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字長野原字町180番地先から同郡同町大字同字同246番の1地先まで	前	6.8～8.2	291.3
			後	14.7～51.5	309.0

◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	南新井前橋線	前橋市池端町237番の1地先から同市同234番の2地先まで	前	16.3～18.0	42.9
			後	16.3～32.6	42.9
		前橋市池端町147番の8地先から同市同244番の1地先まで	前	17.4～19.3	34.3
			後	17.4～28.1	34.3

◎群馬県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

一般国道	406号	吾妻郡長野原町大字横壁字西久保86番の5地先から同郡同町大字同字同97番の2地先まで	令和2年3月31日
------	------	--	-----------

◎群馬県告示第105号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	145号	吾妻郡長野原町大字長野原字町180番地先から同郡同町大字同字同246番の1地先まで	令和2年3月31日 午後3時

## ■ 公 告

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部地域政策課、前橋市役所、高崎市役所、安中市役所、藤岡市役所、富岡市役所及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和2年3月18日
- 2 変更内容 都市地域及び森林地域の一部変更(「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり)

群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県廃棄物処理施設等に関する規程の一部を改正する規程

（群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（平成十一年九月二十八日制定）の一部を次のように改正する。）

第三十四条第一項中「森林環境事務所」を「環境森林事務所」に改める。

附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町梅原420-1	伊勢崎市太田町389番地2 フィオーレI-202 小暮啓太、小暮美奈子
2	邑楽郡明和町田島526-1	邑楽郡明和町田島526番地1 農事組合法人梨人 理事 東秀人
3	邑楽郡邑楽町大字篠塚字寺中3979-11	館林市北成島町3256番地 砂賀覚司、砂賀理恵
4	佐波郡玉村町大字上之手1906-5、1907-3	伊勢崎市田中島町535番地 シルフィードA102 浅見和輝

## ■ 教育委員会告示

### ◎群馬県教育委員会告示第3号

教育委員会等が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等の根拠となる法令等の告示（平成17年群馬県教育委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項を削る。

## ■ 監査委員公告

### ◎監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年3月31日

群馬県監査委員 丸山 幸男  
同 林 章  
同 中島 篤  
同 安孫子 哲

- 1 監査の対象及び主眼 県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令等の趣旨にのっとって適正に行われているか、最少の経費で最大の効果が挙がるよう事務運営がなされているか並びに組織及び運営の合理化に努めているかを主眼に監査を実施した。



2 監査対象年度 令和元年度

3 監査対象機関 地域機関等107機関

4 監査結果の概要

- (1) 指摘事項(適正を欠くと認められ、改善を要するもの) なし  
 (2) 注意事項(軽易な誤りがあり、改善を要するもの) 7件  
 (3) 検討事項(事務の効率化等の面から検討を要するもの) なし

5 機関別監査結果

(1) 総務部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
高崎行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自動車税事務所 (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
消防学校 (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(2) 生活文化スポーツ部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
女性相談所 (令和2年1月15日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
近代美術館 (令和2年1月16日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
歴史博物館 (令和2年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
自然史博物館 (令和2年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(3) こども未来部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
ぐんま学園 (令和2年1月28日)	<p>(注意事項)          所得税法第183条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、給料等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年6月28日に非常勤嘱託職員16名に支払った期末手当相当額から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税42,357円について、納付期限が同年7月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令</p>

和2年1月28日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。

## (4) 健康福祉部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
発達障害者支援センター (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
しろがね学園 (令和2年1月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
こころの健康センター (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (5) 森林環境部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
林業試験場 (令和2年1月31日)	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県行政財産使用料条例第6条第1項の規定により、使用料は、前納することとされており、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-1使用料の徴収時期において、許可期間が複数年度に及ぶ場合には、翌年度分以降の使用料については、当該年度当初ごとに納付させるものとしてされている。</p> <p>当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する行政財産である土地に電柱等を設置する者に対し、平成28年4月1日から令和3年3月31日までを許可期間とする行政財産の使用許可を行い、使用料の年額を13,500円とした。また、携帯電話用無線基地局を設置する者に対し、平成31年4月1日から令和2年3月31日を許可期間とする行政財産使用許可を行い、使用料の年額を43,243円とした。当該二者の令和元年度分使用料の調定及び納入通知書の発行を事務監査日(令和2年1月31日)現在において行っていない。</p>

## (6) 農政部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
蚕糸技術センター (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
水産試験場 (令和2年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
畜産試験場 (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (7) 産業経済部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
計量検定所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和2年1月16日)	
繊維工業試験場 (令和2年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (8) 多野藤岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
藤岡行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (9) 甘楽富岡振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
富岡行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (10) 桐生みどり振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
桐生行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (11) 邑楽館林振興局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
館林行政県税事務所 (令和2年2月13日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (12) 企業局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
管理総合事務所 (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻発電事務所 (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
団地総合事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川工業用水道事務所 (令和2年1月22日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東毛工業用水道事務所	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和2年1月23日)	
県央第一水道事務所 (令和2年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田山田水道事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
東部地域水道事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
県央第二水道事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (13) 病院局

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
心臓血管センター (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
がんセンター (令和2年1月24日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
精神医療センター (令和2年1月27日)	(注意事項) 群馬県病院局財務規程第46条第1項の規定により、収入調定者は、納人が収入金を納付期限までに納付しないときは、納付期限の属する月の翌月末日までに、新たに期限を指定して督促状を送付することにより督促しなければならないとされている。 当該機関は、納付期限(平成31年3月20日から令和元年9月20日)までに納付されていない未払診療費について、期限までに督促していなかった。
小児医療センター (令和2年2月4日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (14) 教育委員会

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
中部教育事務所 (令和2年1月29日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻教育事務所 (令和2年1月30日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
利根教育事務所 (令和2年1月31日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
総合教育センター (令和2年1月23日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
図書館 (令和2年1月28日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
生涯学習センター	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

(令和2年1月22日)	
北毛青少年自然の家 (令和2年1月17日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋南高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋西高等学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋女子高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋東高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋清陵高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎東高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吉井高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎工業高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎商業高等学校 (令和2年2月6日)	<p>(注意事項)</p> <p>県立学校等非常勤講師取扱規程(以下「規程」という。)第17条第1項において、教育委員会が必要と認めた場合は、規程第15条の規定にかかわらず報酬を増額して支給することができることされており、規程第17条第2項において、報酬の増額及びその他支給方法について必要な事項は、群馬県教育委員会教育長が定めるとされている。</p> <p>また、規程第17条第2項に基づく通知により、令和元年12月1日(以下「基準日」という。)現在に県立学校の非常勤講師として在職する者(基準日における在職期間が1か月に満たない者、体育代替非常勤講師及び県立特別支援学校初任者研修に係る非常勤講師を除く。)に対し、同月10日に報酬の増額支給をするとされている。</p> <p>当該機関は、基準日に在職し支給対象となる非常勤講師6名に対し、報酬の増額支給総額545,200円を令和元年12月10日に支給すべきところ、令和2年1月10日に支給していた。</p>
桐生南高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生西高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等学校 (令和2年2月7日)	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、料金等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日等の休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、運動部活動外部指導員1名に対し、平成31年2月8日及び令和元年8月21日に支払った謝金から所得税及び復興特別所得税を源泉徴</p>

	収したが、それぞれの納付期限が平成31年3月11日及び令和元年9月10日であったにもかかわらず、事務監査日(令和2年2月7日)現在まで所轄税務署に納付していなかった。
伊勢崎清明高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
新田暁高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田工業高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田フレックス高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
尾瀬高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田女子高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林女子高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渋川女子高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡北高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡工業高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡高等学校 (令和2年2月6日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡実業高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
松井田高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中総合学園高等学校 (令和2年2月7日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大間々高等学校 (令和2年2月18日)	(注意事項) 県立高等学校等生活介助員設置運営要領第10条第1項において、生活介助員の報酬は時間単価を基準額とし、県教育長が別に定める額とされており、同条第2項において、報酬の支給方法等については、学校が翌月10日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。)に支払うもの

	<p>とするとされている。</p> <p>当該機関は、生活介助員2名に対し、令和元年9月分の報酬を同年10月10日に、合計110,250円過少に支給し、同月17日に不足額を追加で支給した。</p>
下仁田高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
嬭恋高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
玉村高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
板倉高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林商工高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
西邑楽高等学校 (令和2年2月18日)	<p>(注意事項)</p> <p>当該機関は、地方自治法第238条の4第7項の規定により、分掌する教育財産である土地の上空に特別高圧線を通過させる者に対して教育財産の使用許可を行い、使用料の額は、行政財産使用許可事務取扱要領第2使用料-8電柱類等の使用料により算定している。</p> <p>当該機関は、平成30年3月5日付けで行った教育財産使用許可の使用料算定に当たり、算定基礎となる土地の使用料に誤って消費税及び地方消費税を加算したため、平成30年度及び令和元年度に徴収した使用料の額が33,444円過大となっていた。</p>
大泉高等学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
盲学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
豊学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
前橋高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
赤城特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎特別支援学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
高崎高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
二葉高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

桐生特別支援学校 (令和2年2月18日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
あさひ特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
伊勢崎高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
館林高等特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
富岡特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
渡良瀬特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻特別支援学校 (令和2年2月21日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。

## (15) 警察本部

監査対象機関 (監査年月日)	監査の結果
前橋東警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
藤岡警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
安中警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
太田警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
大泉警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
桐生警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
沼田警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
吾妻警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。
長野原警察署 (令和2年2月27日)	指摘事項、注意事項及び検討事項に該当するものはなかった。



◎監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、群馬県知事等から講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

群馬県監査委員 丸山 幸男  
 同 林 章  
 同 中島 篤  
 同 安孫子 哲

監査対象機関	太田女子高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日（群馬県報第9778号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）                  当該機関は、空調設備機器の購入に係る契約事務において、次のとおり適正を欠くものがあった。</p> <p>(1) 群馬県財務規則（以下「規則」という。）第191条第1項の規定により、契約を締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができるとされている。                  当該機関は、規則第191条第2項第1号から第4号までのいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。</p> <p>(2) 規則第196条第1項の規定により、検査員は、検査を行ったときは、別に定めがある場合を除き、検査調書を直ちに作成し、契約担当者に提出しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号又は第2号に掲げる契約に係る検査を行った場合には、検査調書の作成を省略することができるとされている。                  当該機関は、規則第196条第2項第1号又は第2号に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。</p>
講じた措置	<p>再発防止のため、群馬県財務規則等の関係法令にのっとりた事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。                  また、関係書類を複数人で確認し、所属内でのチェック体制の強化に努めることとした。</p>

監査対象機関	藤岡中央高等学校
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日（群馬県報第9778号）監査公表第2号
監査の結果	<p>（注意事項）                  県立学校に勤務する非常勤講師等に支給する通勤手当相当額については、非常勤講師等に対する通勤手当相当額支給要項の3の（3）において、一般学校職員である場合に支給されることとなる通勤手当の額について、21日を基礎として、非常勤講師等の各月の勤務した日の数により、日割によって計算して得られる額とされている。                  当該機関は、非常勤講師1名から通勤届の提出を受け、一般学校職員である場合に支給される通勤手当の額を月額5,040円に決定した。当該金額を通勤手当相当額の算定基礎とする必要があったが、平成31年4月分から令和元年9月分までの通勤手当相当額の算定に当たり、誤って11,300円を算定基礎としたため、令和元年5月21日から同年10月21日の間に支給した通勤手当相当額が合計で14,58</p>

	0円過大であった。
講じた措置	過大支出であった通勤手当相当額については、戻入処理を行い、令和2年2月26日に納付された。 今後は、手当の算定基礎となる書類から複数人で確認を行うとともに、決まった金額であっても誤りがないか注意を払い、事務処理での誤りを起こさないように確認を徹底することとした。

監査対象機関	中央中等教育学校
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日(群馬県報第9778号)監査公表第2号
監査の結果	(注意事項) 当該機関は、空調設備機器の購入に係る契約事務において、次のとおり適正を欠くものがあった。 (1) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第191条第1項の規定により、契約を締結しようとするときは、契約の目的等を記載した契約書を作成しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができるとされている。 当該機関は、規則第191条第2項第1号から第4号までのいずれにも該当しないにもかかわらず、契約書を作成していなかった。 (2) 規則第196条第1項の規定により、検査員は、検査を行ったときは、別に定めがある場合を除き、検査調書を直ちに作成し、契約担当者に提出しなければならないとされており、同条第2項において、同項第1号又は第2号に掲げる契約に係る検査を行った場合には、検査調書の作成を省略することができるとされている。 当該機関は、規則第196条第2項第1号又は第2号に該当しないにもかかわらず、検査調書を作成していなかった。
講じた措置	再発防止のため、群馬県財務規則等の関係法令にのっとり事務処理を徹底するよう職員に周知を図った。 また、関係書類を複数人で確認し、所属内でのチェック体制の強化に努めることとした。

監査対象機関	こころの健康センター
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日(群馬県報第9778号)監査公表第3号
監査の結果	(注意事項) 群馬県財務規則(以下「規則」という。)第95条第2項第2号の規定により、資金前渡職員は、当該四半期終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないこととされている。 また、規則第95条第3項において、支出命令者は、同条第1項及び第2項の規定により資金前渡職員が作成した前渡金精算書及び証拠書類により内容を確認した後、これに支出負担行為の決議書類を添えて会計管理者又は出納員に送付しなければならないとされている。 当該機関は前渡金の精算について、次のとおり誤りがあった。 (1) 平成31年4月8日に資金前渡された社会参加費について、事務監査実施日(令和元年9月11日)現在において、第1四半期終了後の精算を行っていないかった。 (2) 令和元年6月5日に資金前渡された緊急対応経費について、事務監査実施日(令和元年9月11日)現在において、第1四半期終了後の精算を行っていないかった。
講じた措置	精算を行っていない前渡金については、事務監査終了後速やかに群馬県財務規則にのっとり精算を行った。 今後は、再発防止に向けて複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図ることで、適正な事務処理の確保に努めることとした。

監査対象機関	林業試験場
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日(群馬県報第9778号)監査公表第3号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>所得税法第204条第1項において、源泉徴収した所得税は、原則として、報酬等を支払った月の翌月10日(当該日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日)までに納付しなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、平成31年3月28日に外部評価委員4名に支払った報酬から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税4,492円について、納付期限が同年4月10日とされているにもかかわらず、事務監査日(令和元年9月13日)現在までに所轄税務署に納付していなかった。</p>
講じた措置	<p>事務監査終了後(令和元年9月13日)に直ちに歳計外現金からの払出処理を行い、同月18日に所得税及び復興特別所得税の納付を完了した。なお、支払いにあたり所轄税務署に延滞税について問い合わせたところ、課税されないことを確認した。</p> <p>今後の再発防止に向けて、担当者のスケジュール管理や複数の職員による歳計外現金の残額の確認を徹底することにより、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

監査対象機関	高崎土木事務所
監査結果の公表年月日	令和2年2月28日(群馬県報第9778号)監査公表第3号
監査の結果	<p>(注意事項)</p> <p>群馬県財務規則第95条第1項において、資金前渡職員は、前渡金に係る用件終了後10日以内に、前渡金精算書を作成して証拠書類を添え、支出命令者の確認を受けなければならないとされている。</p> <p>当該機関は、令和元年7月30日及び同年8月28日に資金前渡された役務費7,205円について、事務監査日(同年9月19日)現在において、用件終了後10日を超えていたにもかかわらず、前渡金の精算を行っていなかった。</p>
講じた措置	<p>事務監査が終わった後、直ちに前渡金の精算を行った。</p> <p>再発防止に向けて、複数の職員による確認を徹底するなどチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の確保に努めることとした。</p>

■ 議会訓令

群馬県議会訓令甲第一号

議会議務局

群馬県議会議務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和二年三月三十一日

群馬県議会議長 狩野 浩志

群馬県議会議務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

群馬県議会議務局の組織等に関する規程(昭和五十二年群馬県議会訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。  
第四条第二項中「嘱託」を「会計年度任用職員」に改め、同条第三項中「嘱託は、上司の命を受けてその嘱託された」を「会計年度任用職員は、上司の命を受け、」に改める。  
第十七条の表二の項中「課内室の」を「室の」に、「課内室長」を「室長」に改める。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年3月31日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 県立学校基本ソフトウェアライセンス 5,055名(ライセンス数は、教育対象ユーザーカウントによる。)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月9日
- 4 落札者の名称及び所在地 リコージャパン株式会社販売事業本部群馬支社 群馬県前橋市元総社町527番3号
- 5 落札金額 33,363,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年1月24日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111